

## 市立霊園の返還手続きについて

### 《返還前の手続き等》

1. 墓所利用者が死亡している場合は、返還前に、利用者の変更（利用権承継）が必要です。
2. 墓所に埋蔵されているすべての焼骨の改葬が必要です。
3. 墓所の解体（更地化）が必要です。  
※墓石を未建立の場合も、除草が必要です。また、事前に霊園管理事務所に連絡し、更地になっていることの確認を受けてください。
4. 管理料の支払い（未払いがないことの確認）が必要です。

### 《改葬手続きに必要なもの》

#### 書類等

○利用地返還届	
○福岡市霊園利用許可証（原本）	
-----	
（添付書類）	
○墓所の解体工事をしている場合	
● 工事前、カロート等の構造物の撤去前・撤去後（土を掘った状態）、工事完了後（更地の状態）の写真（工事完了届に添付した分と同じもので可）	
○墓石を未建立の場合	
● 除草済であることが分かる写真	
<u>許可証をなくした場合は下記も必要です</u>	
○霊園利用許可証再交付申請書	
○下記のいずれかをご用意ください	
● 管理料の納付書（納入通知書）	（来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー）
● 口座振替通知書（納入通知書）	（        //        ）
● 運転免許証	（        //        ）
● マイナンバーカード	（        //        ）

★利用許可の日から3年以内に墓所を返還するときは、既納の使用料の半額を還付しますので、お問い合わせください。

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口（市役所4階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話（092）711-4869 FAX（092）401-0025